

一般財団法人 日本インドネシア協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人日本インドネシア協会（Japan Indonesia Association, Inc.）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。理事会の決議を経て、その他必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本・インドネシア間の交流親善に関する事業を行い、通商及び経済協力の増進並びに文化・人材の交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インドネシアの政治、経済、社会、文化などに関する情報収集及び普及。
- (2) インドネシア及び日本インドネシア関係に関する講演会、セミナー、シンポジウムなどの開催。
- (3) インドネシアと日本の交流親善の促進。
- (4) 文化行事等の開催及び後援などによるインドネシアと日本の文化交流の促進。
- (5) インドネシア語講座の開催。
- (6) インドネシアからの留学生、研修生などに対する支援。
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号の活動は本邦およびインドネシアで行う。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産を分けて、基本財産及びその他の財産の2種とし、基本財産は次の各号をもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行なうため評議員会及び理事会が不可欠なものとして議決した別表1の基本財産。
- (2) 一般法人への移行日以降に基本財産として寄附された財産。
- (3) その他評議員会及び理事会で基本財産とすることを議決した財産。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間及び従たる事務所にその写しを3年間備え置きするものとする。（これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。）

3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の利害関係にある者である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねる事ができない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべき時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員にはその職務を行なうために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 会長は、評議員会を招集する場合には、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が評議員会の議長になる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 第 12 条但書に基く評議員がその職務を行なう費用の弁償の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第 16 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 17 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員の中からその評議員会において選任された議事録署名人 2 名と議長が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 40 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2 名を副会長とし、1 名を専務理事とする。その他 1 名を常務理事とすることができる。副会長、専務理事、常務理事は一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その業務執行にかかる職務を代行する。専務理事は、会長、副会長を補佐して会務を掌理し、会長、副会長がともに事故あるときは、それらの業務執行にかかる職務を代行する。常務理事は、第 52 条第 2 項に定める運営会の下で常務を処理する。

(役員の要件)

第 23 条 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の利害関係にある者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) この法人の理事又は使用人を兼ねていないこと。

(2) 監事が 2 名いる場合には、各監事が、相互にその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係にないこと。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別表 2 に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「常勤役員報酬規程」従って支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。

(理事の取引の制限)

第 30 条 理事が次の取引をする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なくてはならない。

(1) 自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞無く、理事会に報告しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、業務執行理事、会長、副会長、専務理事、常務理事の選任及び解職

(4) その他法令に定める事項

(招集権者)

第 33 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が招集するとき

(2) 代表理事以外の理事より代表理事に対し、理事会の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会開催の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき

(4) 法令に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招集手続)

第 34 条 前条第 3 号の場合を除き、理事会は会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

- 2 会長は前条第1号、第2号及び第4号に定める事由が生じた日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し会議の目的である事項及びその内容並びに日時、場所を示して通知しなければならない。
- 4 本条第1項から第4項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(議長)

第36条 理事会の議長は会長が務める。会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が代行する。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。代表理事の変更を行なう理事会については一般社団法人等登記規則第3条において準用する商業登記規則第61条第4項但し書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 専門部会

(設置)

第38条 この法人の事業を行うため、第52条第2項に規定する運営会のもとに専門部会を設けることができる。

(専門委員)

第39条 専門部会に委員をおく。委員は、会長が委嘱する。

第9章 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与

(名誉会長)

第40条 この法人は任意の機関として、駐日インドネシア大使を名誉会長として推戴することができる。

(顧問)

第41条 この法人は任意の機関として、特別顧問、顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問、顧問は会長の諮問に応じて高い見地から適切な助言を行なう。

- 3 特別顧問、顧問はインドネシア関係に携わった経験のある者等の中から、第 52 条第 2 項に規定する運営会の推薦を受けて、会長が選任する。
- 4 特別顧問、顧問の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 5 特別顧問、顧問は無報酬とする。

(参与)

- 第 42 条 この法人は任意の機関として、参与を置くことができる。
- 2 参与は代表理事及び業務執行理事の職務の執行を助言支援する。
 - 3 参与は、長年日本インドネシア関係に携わった経験のある者もしくは特定分野に専門知識を有する者の中から、第 52 条第 2 項に規定する運営会の推薦を受けて会長が選任する。
 - 4 参与は原則無報酬とするが、理事会の議決により有給とすることができる。

(会員)

- 第 43 条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する者は、会員となることができる。会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、第 52 条第 2 項に定める運営会の承認を得なければならない。
- 2 会員は、次の 2 種類とする。
 - (1) 法人会員 別に定める法人会費を一口以上納付する法人
 - (2) 個人会員 別に定める会費を納付する個人

(会費)

- 第 44 条 前条第 2 項の会費は理事会の議決を経て別に定める。

(退会)

- 第 45 条 会員は、次の事由により退会する。
- (1) 本人よりの申し出
 - (2) 死亡または法人の解散
 - (3) 会費一年以上の滞納
 - (4) 除名

(除名)

- 第 46 条 会員にしてこの法人の名誉を毀損し、または目的に反するような行為があったときは、会長は理事会の議決により、これを除名することができる。

(既納会費の放棄)

- 第 47 条 この法人を退会した者は、既納の会費その他この法人の資産に対して、返還を請求することはできない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 48 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 49 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分の制限)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局その他

(事務局)

第 52 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法律で別段の定めがある場合を除き代表理事が行なう。

- 2 事務局に業務執行理事をもって組織する運営会を設け、業務執行に係る事項を協議する。副会長もしくは専務理事が必要と認める場合は関係する参与等他のものを加えることができる。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができないときは、官報に掲載する方法による。

(委任)

第 54 条 この定款に定めるものの他、この法人の施行に必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は福田 康夫とし、最初の業務執行理事は、黒田 直樹、飯村 豊、寺村 元伸とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法

人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この法人の最初の評議員は次に掲げるものとする。

西室 泰三
杉本 征宏
大坪 文雄
北山 禎介
尾形 悟

附則

この定款の改正は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この定款の改正は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	金融機関 10,000,000 円

別表 2 常勤役員報酬総額（第 29 条関係）

常勤役員報酬総額	10,000,000 円
----------	--------------